

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(注) 以下の内容は一般的な記載方法を示したものです。申請先となる市区町村の導入促進基本計画やHP等をよく確認下さい。

先端設備等導入計画申請書の入手方法

生産性向上特別措置法 |

検索



➤ 申請様式類は以下のURLからダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(中小企業庁ホームページ → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援 → 4.先端設備等導入計画について)

【様式第1 (申請書表紙)】

様式第三 (第4条関係)

先端設備等導入計画に係る認定申請書

平成 年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〒000-0000
〇〇県〇〇市〇〇1丁目2-3

名 称 及 び 株式会社〇〇製作所
代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

生産性向上特別措置法第40条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、先端設備等導入計画の必要事項を記載し、生産性向上特別措置法第40条第4項の認定要件を満たすことを示すこと。

申請者名は、共同で先端設備等導入計画を実施する場合においては、当該計画の代表事業者の名称及びその代表者の氏名を記載し、代表事業者以外の先端設備等導入計画参加事業者については、申請書の余白に事業者名を記載すること。

➤ <宛名>は、先端設備等の所在地を管轄する市区町村長です。

➤ 官職名が記載されていれば、氏名は省略しても差し支えありません。

➤ <申請者名>は、氏名を自署する場合、押印は省略できます。押印する場合は、実印としてください。

➤ 共同申請の場合は、代表となる1社(者)について記載し、代表者以外の参加企業については、余白に住所、名称及び代表者の氏名を記載し、押印してください。

➤ 認定申請書の提出の際に、(備考)及び(記載要領)は必要ありません。

【別紙 (計画書)】

別 紙

先端設備等導入計画

1 名称等

1 事業者の氏名又は名称	株式会社〇〇製作所
2 代表者名 (事業者が法人の場合)	代表取締役 〇〇 〇〇
3 法人番号	XXXXXXXXXXXXXXXXXX
4 資本金又は出資の額	1,000万円
5 常時使用する従業員の数	12人
6 主たる業種	輸送用機械器具製造業

<1 名称等>

➤ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号(13桁)が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

➤ 主たる業種において、中小企業者の判定を行います。日本標準産業分類の中分類を記載してください。複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業をさします。

次ページへ

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2 計画期間

平成30年 8月 ~ 平成33年 7月

<2 実施時期>

- ▶ 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

3 現状認識

① 自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

② 自社の経営状況

売上は平成28年3月期210,000千円、平成29年3月期225,000千円と増加しており、営業利益についても平成28年3月期1,200千円から平成29年度3月期2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

<3 現状認識>

- ▶ ①欄は、自社の事業等について記載してください。
- ▶ ②欄は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。

・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。

・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

② 将来の展望

・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

<4 先端設備等導入の内容>

- ▶ 「①具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。市区町村が策定する基本計画における業種等の限定については、当該内容で判断されることとなります。
- ▶ 「②将来の展望」欄は、先端設備等導入による効果について記載してください。

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B-A) / A
8,000 千円	8,720 千円	9.0%

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備名/型式	導入時期	所在地
1	NC 旋盤/AAA-0123	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
2	三次元測定器/XYZ99	30年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
3	生産管理システム /ABC55 II	31年 4月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	証明書等の 文書番号
➔	機械装置	20,000	1	20,000	123456
2	器具備品	10,000	1	10,000	H30-0015
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	2018-1001
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	35,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

<5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法>

- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

<(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標>

- 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算（実績）、「B 計画終了時の目標」は計画終了直前決算（目標）を基に計算してください。
- 「A 現状」について、決算一期を経していない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】

労働生産性＝

(営業利益＋人件費＋減価償却費)
÷労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

- 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。

<(3) 先端設備等の種類及び導入時期>

- 導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
- 本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
- 「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、列を分けて記載して下さい。
- 各番号の設備の情報を続けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「証明書等の文書番号等」欄には、添付する工業会等の証明書の整理番号を記載して下さい。
- ※ 工業会等の証明書を追加提出する場合、税制の特例を利用しない場合は空欄で提出。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。

4. 手続き方法 (2) 先端設備等導入計画の申請

(注) 以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。申請先となる新たに設備を導入する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 申請書 (原本)
- ② 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ③ その他、市区町村長が必要と認める書類
- ④ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付して下さい。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～④に加え以下の書類

- ⑤ 工業会証明書 (写し)
- ⑥ 誓約書 (⑤の追加提出を行う場合)

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑦⑧も必要です。

- ⑦ リース契約見積書 (写し)
- ⑧ リース事業協会が確認した軽減計算書 (写し)

申請先

新たに導入する設備が所在する市区町村
(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)
同意を受けている市町村のリストは中小企業庁のHPで公表を予定しています。
「5. ホームページ・問い合わせ先」のURL先をご覧ください。

4. 手続き方法 (3) 変更申請

変更申請について

- 認定を受けた中小企業者等は、当該認定に係る「先端設備等導入計画」を変更しようとするとき (設備の追加取得等) は、その認定をした市区町村の変更認定を受けなければなりません。
- なお、設備の取得金額・資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第41条第1項の認定基準に照らし、認定を受けた「先端設備等導入計画」の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

先端設備等導入計画変更認定申請書の入手方法

- 様式は以下のURLからダウンロードできます。
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

4. 手続き方法 (3) 変更申請提出書類

(注) 以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。
申請先となる所在する市区町村の申請案内をよく確認下さい。

申請書類

- ① 変更申請書 (原本)
- ② 先端設備等導入計画 (変更後)
(認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成してください。
変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください。)
- ③ 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ④ 旧先端設備等導入計画の写し (認定後返送されたもののコピー)
(変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください。)
- ⑤ 返信用封筒 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手 (申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額) を貼付してください。)

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～⑤に加え以下の書類

- ⑥ 工業会証明書 (写し)
- ⑦ 誓約書 (⑥の追加提出を行う場合)

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑧⑨も必要です。

- ⑧ リース契約見積書 (写し)
- ⑨ リース事業協会が確認した軽減計算書 (写し)

5. ホームページ・問い合わせ先

<ホームページ>

生産性向上特別措置法による支援

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

(中小企業庁HP → 経営サポート → 生産性向上特別措置法による支援)

<問い合わせ先>

新たに導入する設備が所在する市区町村

(「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る)

同意を受けている市町村のリストは上記中小企業庁のHPで公表を予定しております。